奈良県テレワーク推進業務
ＲＦＩ仕様書

平成３０年２月

奈良県総務部情報システム課

目　次

1.　はじめに 3
1.1.　背景と目的 3
1.2.　履行期間 3
2.　前提条件 3
2.1.　環境条件 3
2.2.　想定される使用方法 4
2.3.　モバイルワークのイメージ 5
2.4.　奈良県保有のライセンス等 5
2.5.　その他 6
3.　非機能要件 6
3.1.　モバイルワーク 6
3.2.　サテライトオフィス 8
4.　機能要件 9
5.　運用保守 12
5.1.　運用体制 12
5.2.　対応時間 12
5.3.　運用業務範囲 12
5.4.　運用業務内容 12
5.5.　保守要件 14
5.6.　サービスレベル項目 14
5.7.　次期システムへの移行 14

1. はじめに

1.1. 背景と目的

地方創生時代を勝ち抜く人材養成を図るため、奈良県庁の新たなパーソネルマネジメント構築に向け、テレワークの推進を実施しています。

本事業では、モバイルワーク環境及びサテライトオフィスの構築・運用を実施するものとします。

1.2. 履行期間

平成３０年８月	～	１２月	環境構築
平成３１年１月１日	～	平成３５年１２月３１日	運用保守

2. 前提条件

2.1. 環境条件

(1)対象所属、利用者数

対象所属：奈良県庁全所属

利用者数：5000 ユーザー

(2)設置・納品場所

奈良県総務部情報システム課

ネットワーク機器を設置する場所は、情報管理棟マシン室に設置されている奈良県保有のラックに搭載してください（電源については、既設分電盤からの電源配線工事を実施してください）

(3)奈良県のネットワーク

奈良県のネットワークについては、①行政ネットセグメント、②インターネット接続セグメントの２つに分離されています。ネットワーク分離のイメージは図１のとおりです。

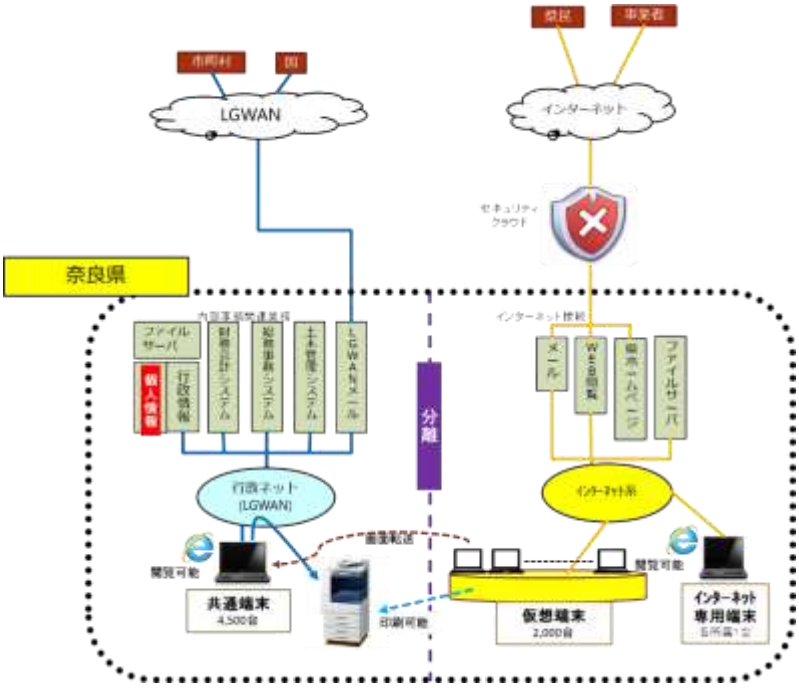

図１　奈良県ネットワーク分離のイメージ図

2.2. **想定される使用方法**

(1) モバイルワーク

◇出張の移動中や空き時間での資料・報告書作成や庁内メールの確認、庶務事務の決裁等の日常業務を実施

◇出張先や会議室等、庁内の有線 LAN が接続できない環境での資料閲覧、議事録の作成、プロジェクターでの説明等を実施

◇出張先の現場（立ち作業）で資料を見せることや写真を撮り、庁内の上司等へ報告

◇通信ができない現場での資料閲覧、報告書の作成（オフライン作業）

（データ保存は、庁内ネットワークと通信ができる環境でファイルサーバに保存、又は県が指定する USB に保存）

◇モバイルパソコンでは特定個人情報を取り扱う業務は行わない

(2) サテライトオフィス

◇サテライトオフィス（奈良、橿原）付近に出張をした場合、出張の前後で日常業務を実施（サテライトオフィスには、１人１台パソコンと同等のもの２台とプリンタ１台を設置予定）

◇自宅近くにサテライトオフィスがある場合、育児・介護等で職場まで出勤で

きない場合にサテライトオフィスで業務を実施

◇サテライトオフィスでは、カメラで監視を行います。

2.3. モバイルワークのイメージ

モバイルワークのイメージを図２に示します。なお、モバイルパソコンから行政ネットのドメインユーザーで直接ログオンすることを想定しています。

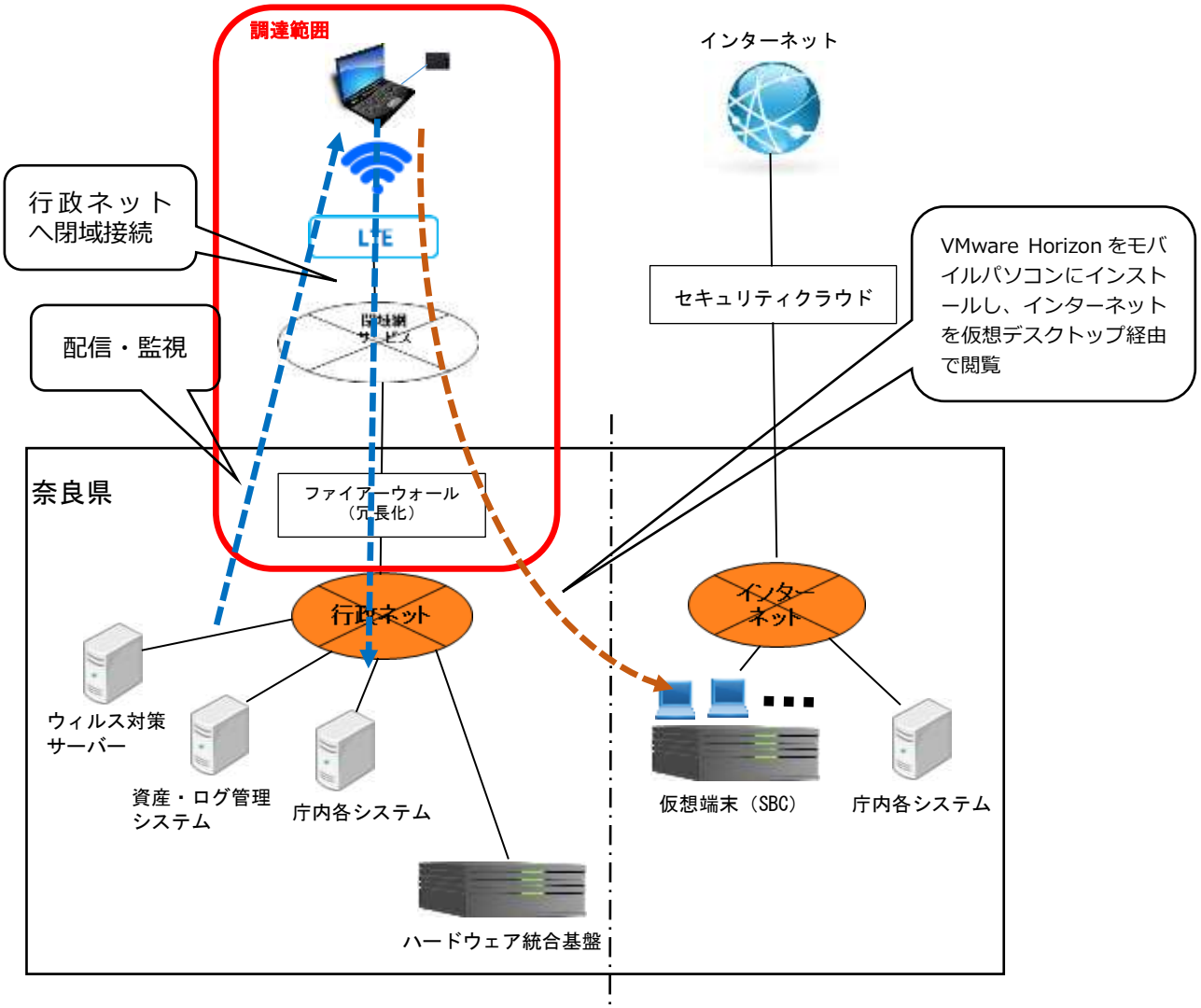

図２　モバイルワークのイメージ図

2.4. 奈良県保有のライセンス等

奈良県では以下のライセンスを保有しているため、利用することができます。

(1) システム環境

管理サーバー等の構築については、奈良県保有のハードウェア統合基盤（仮想化基盤）を利用することができます。なお、仕様は別紙のとおりです。

(2)職員認証

DDS 社製　EVE MA サーバーライセンスを利用することができます。

（クライアントライセンス、ID マネージャープラグインライセンス、顔認証プラグインライセンスは本調達に含める必要があります。）

(3)Vmware Horizon ユーザーライセンス（平成 34 年 2 月 28 日まで）

(4)MicroSoft WinRmtDsktpSrvcsCAL ALNG SA MVL UsrCAL（平成 34 年 2 月 28 日まで）

(5)SKYSEA Client View サーバー

(6)ウィルスバスター配信サーバー

2.5. その他

(1)AD、EVE MA、ウィルスバスター、SKYSEA、庁内ネットワーク等、既存機器等との調整を実施し、環境を構築すること

(2)ハードウェア、ソフトウェアその他全てについて、履行期間中メーカーサポートが継続されること

(3)中古品でないこと

(4)各機器に日本語の操作マニュアル等を添付すること（メーカーマニュアルに日本語版が無い場合は独自に作成することも可）

(5)マニュアルは電子及び紙媒体それぞれ作成すること

(6)搭載するソフトウェアは原則として、最新安定バージョンを使用すること

(7)構成機器その他要素の使用に必須となるライセンス、付属品、消耗品、管理端末等は契約期間中に必要な数量を用意すること

(8) 本仕様書に定めのない事項が発生した場合及び疑義が発生した場合は、奈良県と協議の上、定めるものとします。

3. 非機能要件

3.1. モバイルワーク

本調達に必要な物品は以下のとおりとします（その他必要な機器がある場合は、追加すること）。各項目の設置・設定、ソフトウェアのインストール、動作確認については本調達に含めます。機器のパンフレット等を提供してください。

No.	項　目	機器等名称	数量	仕　様　等
1	モバイルパソコン	ノートパソコン	70 式	CPU：インテル Core i5-7300U と同等以上 ﾒﾓﾘ：8GB 以上

				ﾃﾞｨｽｸ：SSD 128GB 以上 ﾃﾞｨｽﾌﾟﾚｲ：13.3 型ﾜｲﾄﾞ （ﾌﾙ HD、1920×1080 ﾄﾞｯﾄ以上） ｲﾝﾀｰﾌｪｰｽ： ｷｰﾎﾞｰﾄﾞ、USB3.0 準拠×2 RJ-45(LAN ポート)×1（変換ｹｰﾌﾞﾙでも可） OS:Microsoft 社製 Windows10 Pro(64bit)以上 内蔵ｶﾒﾗ（内側）： VGA（640×480）以上、色数約 1677 万色、DirectShow 9.0 対応 ﾊﾞｯﾃﾘｰ駆動時間：6 時間以上 質量：1kg 程度
2		タブレットＰＣ	30 式	CPU:インテル R Core m3 6Y30　と同等以上 ﾒﾓﾘ:4GB 以上 ﾃﾞｨｽｸ:SSD 128GB 以上 ﾃﾞｨｽﾌﾟﾚｲ:10 ｲﾝﾁ程度、タッチパネル対応（ﾌﾙ HD 1,920×1,080 以上） OS:Microsoft 社製 Windows10 Pro（64bit）以上 内蔵ｶﾒﾗ: 200 万画素 以上（前面） 500 万画素 以上（背面） ﾊﾞｯﾃﾘｰ駆動時間:8 時間 以上 重量:1kg 以下 ｲﾝﾀｰﾌｪｰｽ:USB3.0 準拠 その他:着脱可能な ｷｰﾎﾞｰﾄﾞを付けること
3		変換ケーブル	30 式	USB3.0 準拠から USB3.0 準拠（メス）、HDMI（メス）、D-SUB ミニ 15 ピン（メス）、ＲＪ－４５の接続口をそれぞれ1つ以上有すること
4		資産管理･ログ管理システム(クライアント)	100 式	奈良県保有の SKYSEA Client View Light Edition Client Goverment Licence の追加ライセンス
5		ウィルス対策ソフト	100 式	奈良県保有のウィルスバスターコーポレートエディション PLUS の追加ライセンス
6		Microsoft Office Pro 2016	100 式	デバイスライセンス
7		WindowsServer2016 CAL	100 式	デバイスライセンス
8		その他ソフトウェア	必要数	「４.（３）機能要件」に示す内容を実現するために必要なソフトウェア
9		キャリーバッグ	100 式	モバイルパソコン、タブレット PC が格納できること 黒色とすること
10	閉域接続専用 SIM（通信費含む）	閉域接続専用 SIM（通信費含む）	100 式	契約期間中（構築期間を含む）の通信費を含めること
11		モバイルルーター	100 式	閉域接続専用 SIM 対応のものとすること モバイルパソコンと USB で接続すること(USB ケーブの長さは邪魔にならない程度のものを採用すること）USB 接続以外の接続については制御可能であること ルーター本体の設定変更はパスワードロック等に対応していること モバイルパソコンからUSB経由で充電可能であること SIM 内蔵可能型モバイルパソコン、タブレット PC の場合は、モバイルルーターは不要

12	ネットワーク機器	テレワーク用ファイアーウォール	2式	奈良県保有のラックに設置すること（ラックマウント型とすること） 冗長構成とすること LAN 配線工事を実施すること（必要な部材については本調達に含めること） 機器仕様について情報提供すること
13		ファイアーウォール用 syslog サーバー	1式	奈良県保有のハードウェア統合基盤上に設置すること ブロックログのみ５年間保存を想定した場合の仕様（CPU ｺｱ数、ﾒﾓﾘ、ﾃﾞｨｽｸ容量、OS、ｳｨﾙｽ対策）を情報提供すること
14		無停電電源装置	1式	奈良県保有のラックに設置すること（ラックマウント型とすること） 停電時は最低１時間電源を供給できること 運用期間中は部品交換等を実施し、健全に動作させること
15		電源工事	1式	庁内に設置するネットワーク機器工事を行うこと

3.2. サテライトオフィス

サテライトオフィスに設置するパソコン（２台）は次の仕様を想定している（本調達の対象外）。

サテライトオフィス端末（NEC　VersaPro VK20E/AN-N）　２台					
CPU	SSD	メモリ	解像度	OS	Internet Explorer
Celeron2950 2.00GHz	128GB	4GB	WXGA 280×768	Windows10 64bit	Ver11
一太郎	Word	Excel	Access	Power Point	Adobe Reader
Pro	2016	2016	2016	2016	Adobe Acrobatdc

本調達に必要な物品は以下のとおりとします（その他必要な機器がある場合は、追加すること）。

No.	機器等名称	数量	仕　様　等
1	モノクロレーザープリンタ	１式	・両面印刷可能なモノクロレーザープリンタであること ・印刷速度（A4） モノクロ：30 枚/分以上 ・給紙カセット 手差しトレイ+給紙カセット 2 段以上 ・最大プリント解像度 1200dpi 以上 ・用紙サイズ A3、B4、A4、B5、A5、ユーザー定義サイズ ・用紙種類 普通紙、厚紙、再生紙、郵便ハガキ、ラベル紙、封筒 ・メモリ　１２８MB 以上 ・対応 OS WindowsServer2008/2012/2016 WindowsVista/7/8/8.1/10 ・インターフェース USB2.0 以上 LAN インターフェース 100Base-TX 対応

			・消費電力 最大 1260w 以下 ・適合規格 国際エネルギースタープログラム、グリーン購入法 ・予備トナーを２式用意すること
2	監視カメラ	１式	・Panasonic WV-SFN110 と同等の機能を有すること ・電源は、PoE(IEEE802.3af 準拠)受電可能であること ・影像素子は、1/3 型 MOS センサー以上であること ・有効画素数は、約 130 万画素以上であること ・ズーム比は、１倍、２倍（EX ズーム、VGA 解像度使用時）以上であること ・焦点距離は、2.8mm 対応可能なこと ・ネットワークは 10BASE-T／100BASE-TX 以上であること ・画像解像度は、アスペクト比　16:・H.264　JAPEG 対応可能なこと
3	レコーダー	１式	・Panasonic WJ-NV250/05 と同等の機能を有すること ・電源は、AC100V　50Hz/60Hz であること ・ＨＤＤは、500GB 以上であること ・モニター端子は、HDMI　２系統以上のこと ・マウス接続ポートは、１系統以上のこと ・カメラ監視台数は、４台以上のこと ・ネットワークポートは、10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T １系統以上のこと
4	スイッチング HUB	１式	・Panasonic　WJ-PU104 と同等の機能を有すること ・電源は、AC100V　50Hz/60Hz であること ・ネットワークポートは、10/100TX　4 ポート以上で PoE 給電できること
5	モニター	１式	・電源は、AC100V　50Hz/60Hz であること ・画面サイズは、１５インチ程度であること ・HDMI の入力端子　１個以上あること
6	無停電電源装置	１式	・I/ODATA　BX50F と同等の機能を有すること ・５００VA／３００W の容量を有すること ・薄型タイプであること ・履行期間中、バッテリーが正常に動作する状態を保つこと（バッテリー交換を行うこと）
7	配線、設置調整作業	１式	・設置場所については、現在未定のため、カメラ設置場所からレコーダー、モニター等機器まで 100m 程度の配線を前提としてください ・機器を設置し、機器間の配線及び調整を行うこと
8	LAN 線配線	１式	・サテライトオフィス内に LAN 用コンセント２つを取り付けること ・配線は既設ラックを利用し、立ち下がり部は、メタルモール A 型を利用し配線すること ※サテライトオフィスまで LAN 配線のみされていることを前提とします。

4.　機能要件

本調達に必要な機能は次のとおりとします。ソフトウェアのパンフレット等がある場合は、提供してください。必須欄に「○」のあるものは必須とします。実現できない場合は、代替案を示してください。

No.	項　目	内容	必須

1	モバイルパソコン	環境設定	ドメインユーザーでログインできる環境を構築すること	○
2			マスターディスクを作成し、展開すること（必要なライセンスは本調達に含めること）	○
3			グループポリシーの設定を行うこと	○
4			行政ネット環境の SKYSEA Client View をインストールすること	○
5			行政ネット環境のウィルスバスターエージェントをインストールすること	○
6			奈良県保有の VMware Horizon のエージェントをインストールすること	○
7			Windows10 の標準機能である BitLocker による暗号化を行うこと（他のソフトとの兼ね合いで BitLocker が使用できない場合は代替ソフトを情報提供すること）	○
8			その他、県が指定するソフトウェアのインストールを行うこと	○
9		ユーザー認証機能	顔認証＋ＰＩＮコードの二要素の認証により、ドメインユーザー（行政ネット）にて Windows へのログオンが自動でできること	○
10			顔認証＋ＰＩＮコードでログオンできない場合は、手動でのＩＤ、緊急パスワードでログオン可能なこと	○
11			パソコン操作中に画面ロックがかからないこと	○
12			一定間隔で顔写真を記録し、本人確認を行う機能を有すること	
13			オフライン状態でも一定期間クライアントの認証が行える機能を有すること（一定期間キャッシュを保持できること）	○
14			顔データ等キャッシュデータは、D ドライブ等、指定した領域に保存可能であること	
15			画面ロック解除時に、他のユーザーによる強制サインアウトができること	○
16			一定間隔で利用ユーザーが本人であるということ確認し、認識できない場合、画面をロックする機能を有すること	
17			認証情報登録画面表示時にシャットダウン、サインアウトが可能であること	
18			利用したユーザーのユーザー名、利用開始終了時刻、顔写真情報のログを取得できること （１日に 100 ユーザーが利用した場合を想定し、５年間のログデータ容量を提示すること）	○
19			ログ情報の検索方法を提示すること	
20			接続可能なシステムへのシングルサインオンが可能であること（シングルサインオンの方式を情報提供すること）	○
21			CSV ファイル等により、ユーザー情報を一括登録できること	○
22			5000 ユーザーが利用できる環境を構築すること （ｻｰﾊﾞｰの構成、必要な仮想 CPU 数、ﾒﾓﾘ、ﾃﾞｨｽｸ容量、OS を提示すること）	○
23		環境復元機能	モバイルパソコン利用後、起動・シャットダウン等のタイミングで利用前の環境に戻す機能を有すること（環境復元のタイミング、手法について情報提供すること）	○
24			SKYSEA のログデータ、ウィルス対策ソフトのパターンファイル、認証情報等を格納している特定のフォルダを復元対象から除外できること（ﾕｰｻﾞｰﾌﾟﾛﾌｧｲﾙを復元除外した場合としなかった場合のメリット、デメリット及び起動時間について情報提供すること）	○
25			Windows10 の標準機能である BitLocker による暗号化に対応していること（対応できない場合は、同等の機能について情	○

			報提供すること）	
26			モバイルパソコンの環境復元機能のオン・オフは管理者権限でのみ実行できること	○
27			管理サーバーを設置する場合は、サーバーの構成、必要な仮想 CPU 数、メモリ、ディスク容量、OS を提示すること	
28			顔認証ｿﾌﾄ等他のｿﾌﾄｳｪｱへの影響も含め、ﾓﾊﾞｲﾙﾊﾟｿｺﾝの起動時間について提示すること	○
29		ネットワーク接続制限機能	許可されたネットワークにのみ接続できるよう制限すること（手法について情報提供すること）	○
30			管理者が許可したパソコン以外の接続を制限する機能を有すること（手法について情報提供すること）	○
31			管理者が許可した SIM 以外の利用ができないよう制御すること（手法について情報提供すること）	
32		作業時間ログ管理	電源オン・オフやログオン・ログオフ等のログにて、作業時間を管理することを想定しているが、ログ取得の方法について情報提供すること	○
33	閉域接続環境	閉域接続専用 SIM	4GLTE 相当以上の通信が利用可能であること	○
34			通信内容が暗号化されていること	○
35			パケット通信にてセキュリティを担保した状態で閉域接続が可能であること	○
36			日本国内で利用可能なこと	○
37			海外利用時の利用できる国、接続方法、料金プランについて情報提供すること	
38			毎月のデータ通信量は 1 台あたり 4GB を超えるまで、または 100 台の合計が 400GB を超えるまでは速度制限なしで利用できること（パケットシェアの考え方について提示すること）	○
39			契約期間中の通信費は本調達に含めること	○
40			有線 LAN と閉域接続専用 SIM の切替が可能であること（有線 LAN に接続した場合は、優先させること）	
41			破損時の再発行手数料を示すこと	○
42			パケットの翌月繰越の考え方について提示すること	○
43			閉域接続 SIM の追加が発生した場合、既存 SIM を利用した端末に利用停止等の影響が出ることかないよう対応できること	○
44			原則として 24 時間 365 日接続できること	○
45			各 SIM の利用状況（パケット使用量、接続時間等）を随時確認できること	○
46		閉域網サービス	200Mbps のベストエフォート型以上の回線とすること	○
47			モバイルパソコンから庁内ネットワークへの接続の構成、セキュリティ対策について情報提供すること	○
48			暗号化または専用回線による通信を行うこと	○
49			回線の変更、増速を行う場合、対応可能であること	○
50			庁内ネットワークに必要な機器等は本調達に含めること	○
51			原則として 24 時間 365 日稼働していること	○
52			奈良県庁と接続する閉域網サービスの拠点（データセンターの場所）を提示すること	○
53			契約期間中の通信費は本調達に含めること	○

5. 運用保守

5.1. 運用体制

(1)県からの申告及び発生したインシデントに基づき運用業務を実施すること
(2)窓口は一元化すること
(3)受託者は、県庁内に運用者を常駐させ、運用業務を行うこと
(4)常駐者は、「5.4　運用業務内容」に示す、ハードウェア、ソフトウェアについて、応用レベルで使用でき、同等の業務の実務経験を３年以上有すること
(5)運用業務範囲に含まれるシステムの障害情報について、県に遅延なく報告すること

5.2. 対応時間

(1)閉域 SIM、閉域網サービスの監視及び障害対応（SIM の停止の受付を含む。）は、常駐者にて対応を行うこと
(2)常駐者が対応する時間は、原則、県庁の開庁日（年末年始を除く平日 8 時 30 分～17 時 15 分とすること（ただし、開庁時間が変更となった場合は、対応時間も合わせて変更することがある））
(3)緊急時もしくは業務継続に支障が発生した場合、保守対応は即時行うこと

5.3. 運用業務範囲

対象範囲は、次のとおりです。

(1)モバイルパソコン、閉域 SIM、ネットワーク機器等、本調達範囲の物品の運用・障害対応等
(2)本県職員(約 5000 人)からの問合せの一次対応
(3)情報システム課職員に対する技術的支援

なお、本業務の他に情報システム課では、ファイルサーバー、グループウェア等の運用ＳＥの委託を行っていますので、業務連携を行ってください。

5.4. 運用業務内容

本調達における運用業務の内容は次のとおりです。

No.	項　目	内　容
1	エンドユーザーの支援	エンドユーザーからの問合せ窓口業務として、対象機器の操作・障害（ハードウェア及びソフトウェア）等の一次切り分けを電話やリモート操作等により対応すること 【対象機器】（台数については、委託期間中に増減あり）

		①本調達のモバイルパソコン等機器 ②サテライトオフィス（橿原総合庁舎及び奈良県庁周辺）に設置する監視カメラ関連機器及びパソコン、プリンタ ③本県が使用する事務用パソコン 約4,500台（仮想デスクトップ含む） ④本県が使用する複合機（約300台）、プリンタ（約100台）、HUB（約500台） ⑤インターネット専用端末 約500台 ⑥マイナンバー専用端末 約300台
2		対象ソフトウェアについて、使用方法の説明等、操作支援を行うこと 【対象ソフトウェア】 OS：Microsoft Windows 10 Professional Windows Server 2012R2,2016 OA ｿﾌﾄｳｪｱ： ﾜｰﾌﾟﾛｿﾌﾄ：JustSystem 一太郎Pro、Pro2、Pro3 Microsoft Word 2016 表計算ｿﾌﾄ：Microsoft Excel 2016 ﾃﾞｰﾍﾞｰｽｿﾌﾄ：Microsoft Access 2016 ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝｿﾌﾄ：Microsoft PowerPoint 2016 ﾌﾞﾗｳｻﾞ：InternetExplorer ver11 その他、一太郎ビューア等OA ｿﾌﾄｳｪｱとして、標準ｲﾝｽﾄｰﾙされているもの その他： 圧縮展開ｿﾌﾄ：Lhaplus、PDF変換ｿﾌﾄ：CutePDFWriter等 ﾌﾟﾚｲﾝｽﾄｰﾙｿﾌﾄｳｪｱ 情報システム課が保有するシステムに関するもの、USBﾒﾓﾘ、複合機、ﾌﾟﾘﾝﾀ、ｽｷｬﾅ、FAX、ｺﾋﾟｰ機能の使用方法
3	障害対応	障害対応マニュアルを作成すること
4		障害コールから2時間以内に復旧作業に取りかかることを目標とすること（詳細な条件については、別途締結するSLAにて定めること）
5		本調達範囲以外の機器については、エンドユーザーからの問合せについて一次切り分け後、ハードウェア・ソフトウェア障害について、別途業務委託を行っている事業者にエスカレーションすること
6	対象機器のセットアップ	上記対象機器について、動作不良、ファイル破損、ウィルス感染等が発生した場合、OSの再セットアップ作業を行うこと
7	管理者業務の支援	本調達範囲の機器について、組織変更、人事異動に伴う設定変更等の対応を行うこと
8		本調達範囲の機器について、ウィルス対策ソフトについて、以下の業務を実施すること ・日常監視業務 ・最新パターンファイルの更新 ・ウィルス発生時の対応 ・ウィルチェックソフトのインストール及びバージョンアップ ・ウィルスチェックソフトの検索エンジンのバージョンアップ
9		本調達範囲の機器について、Windows Updateの検証及び適用作業を実施すること（検証方法を情報提供すること）
10		SKYSEAを利用し、モバイルパソコンの遠隔操作を行うこと
11		県が承認したソフトウェアを管理者権限でインストールし、ユーザー権限で動作することを支援（インストールできない場合でも原因追及し、ユーザーに説明できること）すること
12		その他、奈良県の問合せについて対応すること
13	インシデント対応	インシデント発生時、調査・分析を行い、今後の対応策を奈良県に報告すること
14		ファイアーウォール等のネットワーク機器について、ログの取得、調査・分析を行うとともに、設定変更の対応を行うこと
15	業務報告	相談対応した内容について、データベースとして記録を残すこと
16		月報等の報告書を作成し、翌月に報告すること
17		日報を作成し、日次業務終了後に提出すること

18	その他	運用マニュアルを作成し、変更管理等を行うこと
19		本調達に含まれる機器の設定変更について、変更管理を行うこと

5.5. **保守要件**

本調達範囲の機器等について、以下の保守を行うこと

No.	項　目	内　容
1	全般	ハードウェア・ソフトウェア機能の保守及びログ解析、運用監視、運用サポート等一体的な保守を行うこと
2		保守期間中の各種ソフトウェア・ハードウェアのバージョンアップ対応について、定例会にて協議すること
3	障害対応	機器故障の場合は故障部品の交換対応を速やかに行うこと
4		障害復旧作業の実施に際しては、奈良県と協議の上、作業内容・作業時間等を決定すること
5		ソフトウェアの再インストール、システムの復旧、バックアップからのリカバリ、修正ソフトウェアの適用等を含めること
6		機器等を持ち帰って修理を行う場合は、代替機を用意した上、機器データを消去し、持ち帰ること
7		障害対応の実施は障害復旧及び障害報告を行いその履歴管理を行うこと
8	計画保守	計画保守対応の実施は事前に県への報告を行い、システム運用上の影響を考慮し、適切な計画の元に作業を実施すること
9	保守対応時間	保守は平日 8:30～17:15 受付、オンサイト保守（情報システム課で受渡し）とすること（県の承認を得たものについてはリモートによる対応もできるものとする）

5.6. **サービスレベル項目**

◇ＳＬＡは努力目標型とし、稼働率、障害発生時の対応、復旧時間等の評価・測定項目及びその運用についての詳細な条件について、別途締結して実施します。

◇ＳＬＭにより、継続的に改善を行います。

◇レスポンスについて、動作が遅い場合は、原因の追及、改善提案等支援を行ってください。

◇ＳＬＡ案を提示してください。

5.7. **次期システムへの移行**

次期システムへの移行時のデータ移行支援作業等についても本調達範囲に含みます。